

広報 たかのす

平成17年
きさらぎ
如 月



雪中田植え

(1月15日 大太鼓の館前で 5ページに関連記事)

2005 2/1

知ってほしい町の財政状況

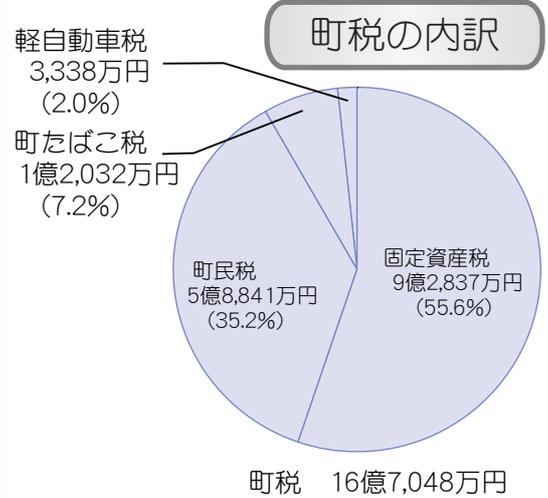
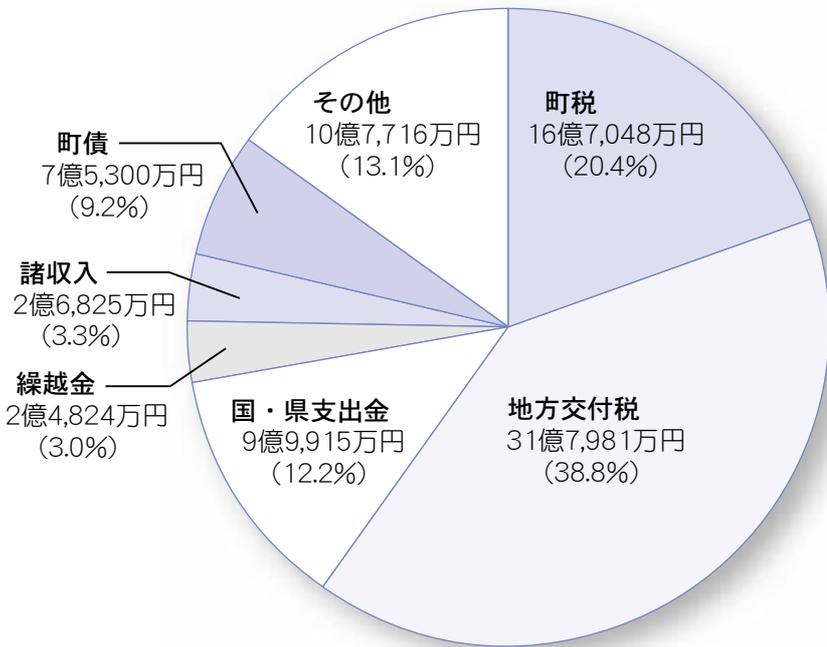
町が行う行政サービスは町の皆さんが納められた税金や地方交付税、国・県支出金、町債（借入金）などでまかなわれています。

平成15年度の一般会計の歳入歳出決算を前年度と比較すると、歳入で9億8,377万円の減、歳出で10億2,544万円の減で、翌年度に繰り越すべき財源は1,747万円の増となっており、実質収支では前年度より2,420万円増の2億6,730万円の黒字となりました。

一般会計
歳入総額
81億9,609万円
歳入

差引 (歳入-歳出)
(繰越明許費繰越額)

歳入	81億9,609万円
歳出	79億619万円
繰越明許費繰越額	2,260万円
差引	2億6,730万円



決算額に対する みなさんの町税の負担は…

1人あたり 1世帯あたり

町民税	27,396円	町民税	76,947円
固定資産税	43,224円	固定資産税	121,403円
たばこ税	5,602円	たばこ税	15,735円
軽自動車税	1,554円	軽自動車税	4,365円
合計	77,776円	合計	218,450円

(平成16年3月31日現在の人口21,478人
世帯7,647世帯で算出しました。)

歳入項目の用語解説

地方交付税	国の租税から町に配分された税
町税	町が徴収する税
国・県支出金	国・県より目的により負担金、補助金、委託金として交付される支出金
町債	事業などのための町の借入金
諸収入	諸々の収入 (利子収入など)
繰越金	前年度決算からの繰越金
固定資産税	土地家屋などにかかる税金
町民税	前年の所得に応じてかかる税
町たばこ税	たばこにかかる税
軽自動車税	二輪、四輪など軽自動車にかかる税

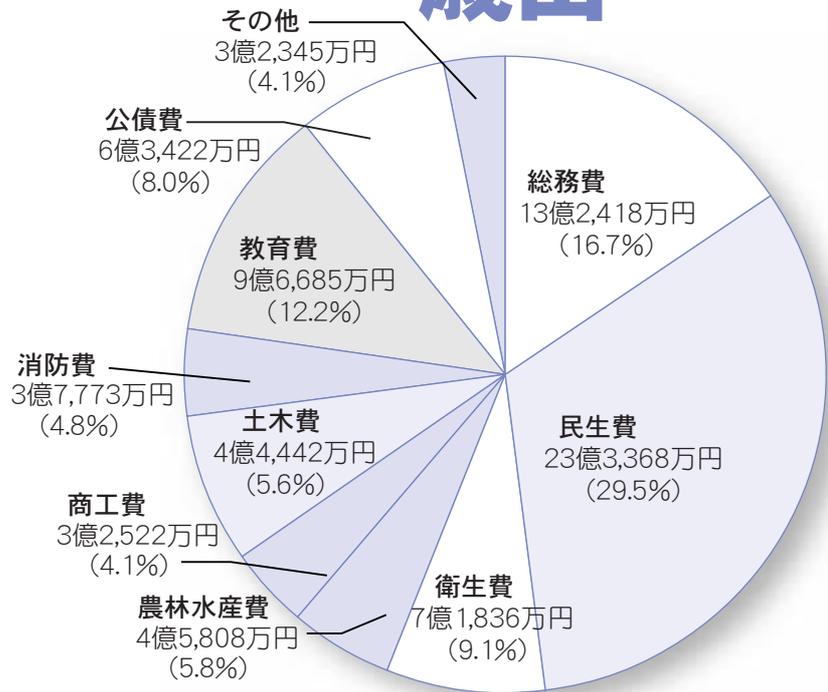
(繰越明許費繰越額 年度内に完了しない見込みのある経費の支出で歳入歳出共に翌年度に繰り越すことが議会の議決によって許された額)

平成15年度 決算報告

平成15年度の決算についてあらましをお知らせします。
用語解説とあわせてご覧ください。

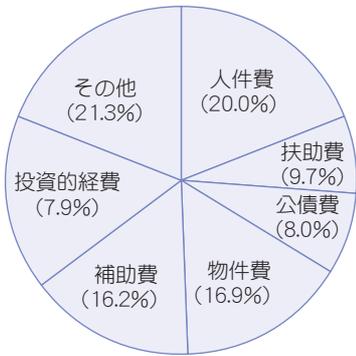
一般会計
歳出総額
79億619万円

歳出



（普通会計とは一般会計に土地取得特別会計・学校給食特別会計を加算したものです。）

普通会計の性質別割合



歳出項目の用語解説

- 民生費** 身障者、高齢者福祉、児童福祉など福祉全般にかかった費用
- 教育費** 小中学校、幼稚園、各種教育施設の整備、生涯学習、公民館などの費用
- 総務費** 職員、庁舎管理、住民基本台帳、選挙などの費用
- 土木費** 道路等の建設などにかかった費用
- 公債費** 町が事業のために借り入れたお金の返済金
- 農林水産費** 農業、林業などにかかった費用
- 衛生費** 基本健診や検診、ゴミ処理などにかかった費用
- 消防費** 消防防災などにかかった費用
- 商工費** 商工業振興などにかかった費用
- 人件費** 議員・職員等に支払われる報酬、給料及び手当
- 扶助費** 社会制度の一環として一定の生活水準を維持することなどを目的として支出される経費
- 物件費** 行政事務執行上必要な一切の経費（消耗品等）
- 補助費** 各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付
- 投資的経費** 町道・町有施設等の新設、新築、改良などに要する経費

特別会計の収支 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	1,891,881	1,720,281
老人保健	2,363,131	2,407,982
介護保険	1,679,385	1,625,377
介護サービス事業	1,264,649	1,264,649
簡易水道	210,607	179,753
土地取得	2	2
下水道	898,605	898,605
学校給食	223,001	223,001
農業集落排水	401,949	401,949
坊沢財産区	63,531	594
綴子財産区	53,658	456
栄財産区	43,794	1,038
沢口財産区	1,991	0
七日市財産区	27,498	462
合計	9,123,682	8,724,149

「北秋田市」誕生が正式決定 2月14日から北秋田市市章デザイン募集

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町4町の廃置分合（合併）について、1月17日付けで総務大臣から告示がなされました。この告示をもって合併の効力が発生することとなり、今年3月22日に新市「北秋田市」の誕生が正式に決定しました。

4町は、昨年2月に鷹巣阿仁地域合併協議会（法定協議会）を立ち上げ、同年9月30日の第12回合併協議会までに合併協定項目46項目の調整内容をすべて確認し、10月19日、鷹巣町中央公民館において寺田秋田県知事の立会いのもと、合併協定書に調印しました。

これに基づき議会でも合併関連議案が可決され、10月29日には県知事あてに合併申請書を提出、12月20日には、県知事からの合併決定書を受けていました。

この告示を受けて、鷹巣阿仁地域合併協議会長である岸部町長は、「これで正式に北秋田市が国民に認められたことになる。これまで合併に向けご尽力をいただいた関係各位ならびに4町の皆様に感謝を申し上げます。今後も4町の結束により、3月22日の新市発足に向け鋭意奮闘して参りたい」とコメントを発表しました。

なお、告示された官報の内容は次のとおりです。

【平成17年1月17日 月曜日 官報 第4013号】

○総務省告示第三十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一号の規定により、北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町を廃し、その区域をもって北秋田市を設置する旨、秋田県知事から届け出があったので、同条六項の規定に基づき、告示する。右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日

総務大臣 麻生 太郎

北秋田市市章デザイン募集

平成17年3月22日に鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の4町が合併して誕生する「北秋田市」の市章デザインを募集します。

●募集する市章デザイン

- ・北秋田市の将来像である「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市に相応しいデザインであること
- ・市旗、バッジ等にも使用できるものであること
- などです

●応募期間

2月14日から3月16日まで

（期間内必着）

※詳しくは合併協議会だよりをご覧ください。

町長日誌

1/15

1日（土）第24回鷹巣町元旦マラソンにスターターとして参加。

坊沢地区新春交流会に出席。

栄地区新年交流会に出席。

2日（日）大太鼓叩き初めに出席。

4日（火）役場職員に対する年頭のあいさつ。

鷹巣町消防出初式・式典に出席。

鷹巣阿仁広域市町村圏組合職員に対する年頭のあいさつ。

たかのす福祉公社職員に対する年頭のあいさつ。

役場新年会に出席。

5日（水）県北報公会新春祈禱祭並びに新年宴会に出席。

6日（木）統合病院にかかる協議のため厚生労働省を訪問。

7日（金）鷹巣町福祉功労者表彰式典に出席。

9日（日）鷹巣町防犯指導隊査閲。

鷹巣町交通指導隊査閲。

沢口地区新春交流会に出席。

綴子公民館まつりと新春交流会に出席。

11日（火）鷹巣町外六カ町村衛生施設組合正副管理者会議に出席。

12日（水）平成17年第1回鷹巣町議会臨時会。

13日（木）大館能代空港新年賀詞交歓会に出席。

鷹巣町交通安全祈願祭終了後の新春交流会に出席。

14日（金）第6回秋田内陸線沿線地域交通懇談会に出席。

秋田内陸縦貫鉄道株第61回定例取締役会に出席。

知事を囲む新春の集いに出席。

大豊作の願いを込め

J A 青年部が「雪中田植え」

稲作の豊凶を占う小正月行事「雪中田植え」が1月15日、大太鼓の館前で行われました。雪中田植えは、かつては農家で行われていた五穀豊穡を祈願する民族行事。現在は、J A 鷹巣町青年部（九島敏昭部長）が継承しているものです。

大太鼓の館入り口前に特設された雪田に青年部長の九島敏昭さん(43)が、けら、菅笠姿の昔ながらの装いで苗に見立てた稲わらなどを植え付け、大豊作を祈願しました。

2月1日には、作柄を占う「稲刈り」が行われ、ご託宣が出ます。



今年は自然災害のないように祈願

燃え立つ炎に祈願

ぶっさん館前で「どんと祭り」

しめ縄や門松などを燃やして災厄を払う「どんと祭り」が1月15日、道の駅たかのす「ぶっさん館」前で行われ、関係者や町民らが無病息災や家内安全を祈願しました。

「どんと祭り」は「どんど(ん)焼き」などとも呼ばれ、中国から伝わった日本の伝統行事。その火で焼いた餅を食べると1年の災厄が払われるともいわれています。

ぶっさん館前には、地域住民らが持ち寄った正月飾りやだるまなどの縁起物が積み上げられ、祈禱と同時に火が入れると炎が勢いよく燃え上がり、見守る住民らはそれぞれの思いで炎に願いを込めていました。



正月飾りなどを燃やして1年の災厄を払いました

楽しくストレッチ

鷹巣体育館「エアロビック教室」

1月から鷹巣体育館で、スポーツ教室「エアロビック教室」が開かれています。

この教室は、冬期の運動不足解消や正しいダイエットなどを目的に開催されているもので、女性を中心とした参加者がストレッチとダンスで楽しく汗を流しています。

メニューには「マツケンサンバ」もあり、子どもや男性でも気軽に参加できる内容です。みなさんも参加してみませんか。

教室は3月まで12回の予定で行われます。時間は夜7時から9時まで。お申込みは鷹巣体育館（62-3800）へ。



ストレッチと「燃焼ダンス」で心地良い汗を

申告前に書類の確認を!

◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください



(□欄で確認してください。例)

	持 参 す る も の	
すべ て の 方	<input type="checkbox"/> 印鑑 【以下、当該項目で控除を受ける方のみ持参】 <input type="checkbox"/> 生命保険料支払証明書 <input type="checkbox"/> 保険税・介護保険料の領収書 <input type="checkbox"/> 国民年金・農業者年金掛金領収書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書も） ※介護福祉サービスを受けている場合には、介護サービス事業者から医療費に関わる部分	の証明が必要です。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 損害保険料支払証明書（火災保険、建物共済など） <input type="checkbox"/> 火災、雪害、盗難にあった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書 <input type="checkbox"/> 大学生・専門学校生等の在学証明書 <input type="checkbox"/> 預金口座番号
事 業 所 得 の 方	◆営業等事業所得者 <input type="checkbox"/> 現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳） <input type="checkbox"/> 自家消費、事業用消費の整理帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳（売上原価の整理） <input type="checkbox"/> たな卸帳	<input type="checkbox"/> 経費帳（科目毎の必要経費の整理＝租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費等） ※科目ごとに整理のこと
	◆収支計算による農業申告の方 <input type="checkbox"/> 収支計算書 <input type="checkbox"/> 農業収支計算ノート（領収書等の書類を添付） ※「①水稻作付2ha未満」「自家用畑のみ作付」「①及び②の両方を作付」以外方は全て「収支計算による申告」をしなくてはなりません。	・水稻の出荷数量及び販売代金 ・共済受取金 ・米政策等にかかる収入金 ・農作業の受託収入 ※今年から、上記の収入金に基づいて所得が計算されます。そのため、支出にかかる証明書類は不要です。
	◆上記 外の農業申告の方 <input type="checkbox"/> 農業関連の収入がわかるもの（以下に事例）	<input type="checkbox"/> 機械・器具（道具）の購入費および修理費、税金（自動車税、重量税） <input type="checkbox"/> 車検経費の領収書 <input type="checkbox"/> 請負工事ごとの損益計算書 <input type="checkbox"/> 全国建設工事国保の保険料領収書
給 与 所 得 の 方	<input type="checkbox"/> 給与、報酬、賃金の源泉徴収票 ※日雇（パート）、出稼ぎ収入のあった方でも、勤務先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください。無い場合には、所得税の還付が受けられないこともあります。	
年 金 等 の 所 得 の 方	<input type="checkbox"/> 各種年金の源泉徴収票や支払通知書 【源泉徴収票】老齢年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給 【支払通知】障害年金、母子年金、寡婦年金、公務扶助料、遺族恩給等非課税となるもの	
譲 渡 所 得 の 方	譲渡所得のある方で税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありません。 譲渡所得者（土地、建物を買った方）が持参するものは次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 譲渡した物件に係る売買契約書	（または売買価格を証明できる書類） <input type="checkbox"/> 譲渡費用（仲介手数料、測量費など）の領収書 <input type="checkbox"/> 収用の場合は買取証明書 <input type="checkbox"/> 交換および代替地を受け取った場合は契約書（または覚書）
そ の 他	不動産所得：収入明細及び経費明細 一時所得（保険満期金等）・配当所得・退職所得等がある方は支払調書等支払額がわかるもの	

※ご不明な点がございましたら、税務課町民税係（☎62-1111）までお問合せください。

市県民税・所得税申告相談日程表

- ◆必ずこの日程表に定められた場所、日時に申告してください。
- ◆カレンダーに申告日を記すなどして忘れないようにしましょう。
- ◆場合によっては、人数を制限することがあります。

月日	申告会場	申告相談時間		受付時間	月日	申告会場	申告相談時間		受付時間																																																																																										
		午前9時～正午	午後1時～4時				午前9時～正午	午後1時～4時																																																																																											
2/1 (火)	役場大会議室	年金収入のみの世帯の方 (年金以外の収入のある方は地区の指定日)		午前7時～午後3時	3/1 (火)	役場大会議室	太田		午前7時～午後3時																																																																																										
2/2 (水)	"	還付申告の方(住宅借入金等特別控除、医療費控除、年調未済など)		"	3/2 (水)	"	川口、小ヶ田	蟹沢、佐助岱、緑ヶ丘	"																																																																																										
2/3 (木)	今泉生活改善センター	今泉		午前8時～午後3時	3/3 (木)	"	田中口	新田中、南田中	"																																																																																										
2/4 (金)	前山森林交流センター	前山		"	3/4 (金)	"	元町口	大町、花園町	"																																																																																										
2/7 (月)	下町会館	糠沢		"	3/7 (月)	"	松葉町、宮前町	東横町、旭町	"																																																																																										
2/8 (火)	"	小田、子ヶ沢、松原	上町	"	3/8 (火)	"	米代町、住吉町	材木町、あけぼの町	"																																																																																										
2/9 (水)	"	大堤口	前野	"	3/9 (水)	"	伊勢町 幸町、内幸町	舟見町、新舟見町、東上綱、下家下、西屋敷、北家後、掛泥向、平成町	"																																																																																										
2/10 (木)	"	下町、昭和		"																																																																																															
2/12 (土)	"	岩谷、二本杉、向黒沢、大畑		午前8時～午前11時	3/10 (木)	"	※指定日に申告できなかった方		"																																																																																										
2/14 (月)	七日市基幹集落センター	明利又、上舟木、松沢、黒森、与助岱、三ノ瀨	大畑、葛黒、門ヶ沢	午前8時～午後3時	3/11 (金)	"				"																																																																																									
2/15 (火)	"	本郷1～4組 吉野	本郷5～6組 根木屋敷	"	3/14 (月)	"				"																																																																																									
2/16 (水)	"	妹尾館、中畑、深沢、下舟木、吉ヶ沢	岩脇、横瀨 品類	"	3/15 (火)	"				"																																																																																									
2/17 (木)	坊沢公民館	上町	深閑、羽立	"	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県税課課税班からのお知らせです</p> <h2 style="text-align: center;">軽油引取税免税証(農業用)の 交付申請を受付けます</h2> <p>◆日時 2月4日(金) 10:00～12:00、13:00～15:00</p> <p>◆場所 鷹巣町役場</p> <p>●必要書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">交付申請に必要な書類等</th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>継続</th> <th>書換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>免税軽油使用者証</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用する機械の購入等証明書</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>免税軽油使用者証交付手数料(400円)</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>免税軽油の引取り等に係る報告書</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書など</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>未使用免税証(残券)</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>耕作面積の証明書(共同の場合には全員分)</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>印鑑(共同の場合には全員分)</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>誓約書</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>●交付日時 2月8日(火) 13:30～14:30(場所同じ)</p> <p>◎お問い合わせ 北秋田地域振興局 総務企画部 県税課課税班 ☎0186-49-2211</p> </div>						交付申請に必要な書類等				新規	更新	継続	書換	1	免税軽油使用者証	□	□	□	□	□	□	□	2	使用する機械の購入等証明書	□	□	□	□	□	□	□	3	免税軽油使用者証交付手数料(400円)	□	□	□	□	□	□	□	4	免税軽油の引取り等に係る報告書	□	□	□	□	□	□	□	5	免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書など	□	□	□	□	□	□	□	6	未使用免税証(残券)	□	□	□	□	□	□	□	7	耕作面積の証明書(共同の場合には全員分)	□	□	□	□	□	□	□	8	印鑑(共同の場合には全員分)	□	□	□	□	□	□	□	9	誓約書	□	□	□	□	□	□	□
	交付申請に必要な書類等									新規	更新	継続	書換																																																																																						
1	免税軽油使用者証	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
2	使用する機械の購入等証明書	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
3	免税軽油使用者証交付手数料(400円)	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
4	免税軽油の引取り等に係る報告書	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
5	免税軽油の引取りを証明する納品書や購入証明書など	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
6	未使用免税証(残券)	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
7	耕作面積の証明書(共同の場合には全員分)	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
8	印鑑(共同の場合には全員分)	□	□	□						□	□	□	□																																																																																						
9	誓約書	□	□	□	□	□	□	□																																																																																											
2/18 (金)	"	街道町、黒沢口	相善町	"																																																																																															
2/19 (土)	"	大町、新屋敷町		午前8時～午前11時																																																																																															
2/21 (月)	沢口林業センター	中屋敷、上野小摩当	脇神、湯ノ岱坊山、四渡	午前8時～午後3時																																																																																															
2/22 (火)	"	小森	小森、藤株	"																																																																																															
2/23 (水)	舟場会館	南鷹巣	南鷹巣、西陣場岱石ノ巻岱、泉屋敷高村岱、高森岱	"																																																																																															
2/24 (木)	"	舟場口	舟場、堂ヶ岱	"																																																																																															
2/25 (金)	役場大会議室	高野尻、高野尻団地、太田屋敷後	掛泥	午前7時～午後3時																																																																																															
2/28 (月)	"	田沢、李岱、岩坂、下大沢	摩当	"																																																																																															

※「サテライトステーションさかえ」が改修中のため、これまで同施設が会場になっていた地区の方は、役場で申告していただきます。



再び、昭和元年に発行された小冊子「新しき北秋」から大正期の鷹巣町の姿をご紹介します。今回は、旧栄村の部分です。栄村（明治9年に摩当村と太田新田村が合併して改称）は、藩政時代から洪水などの自然災害に苦しんだ村でした。そのことには触れられていませんが、先人の労苦のたまものである太田堰や産業政策などによる恩恵を受けていた当時の村の姿が紹介されています。

【参考資料】
鷹巣町史 栄郷土史
「ふるさと人物伝」ほか

「鷹巣町に相續きて役場所在地の摩当には僅か二十数町にて達する。東に二井田村、北に早口、綴子の二村、西は坊沢、南は沢口村に接し、摩当、太田、大沢、李岱、田沢、小摩当の六部落に別れ、米代川北部を縦貫している。

本村の田地を灌漑する八割は、早口川の
上流より引き入る、太田堰によって潤され、この太田堰というは既に今より百年前の天保年間に早口村の上流大淵附近より分流せしめて隧道を開削し、米代川より高き太田、新田一帯の灌漑用水として
いるが、現在組織されている水利組合の努力によって如何に早敷甚だしき年と雖も絶えてその苦痛を聞かない。

太田牛蒡と言えば、数十年來の歴史と名声を有し、明治十五・六年の頃、長谷川千蔵氏なる人がこれを奨励したる結果、産量少なきも品質は実に天下一品にして秋田県第一を誇り、曾って大阪より貨車

一台の注文を受けたことがある。今でも「牛蒡砂糖漬」を製造販売している。特産とも称すべきであろう。

木炭は年々多きを加え、年産十七万貫余、価格四万二千円に達し、産量よりも品質の改良に着眼し居るを以て将来有望の事業として益々盛んとなるは必然のことである。

小学校は摩当、太田の二校にして冬期間は他に二箇所の分教場を設け、本村経済も小なるだけ納税成績もよろしく、督励組合を組織して三年前より完納の好成績を挙げて上川沿、落合、下大野の各村に伍している

村社には神明社、八幡神社等がある。

……※注説明……

【注1 摩当、太田】

摩当村と太田新田村が合併し、栄村と

郷土の先人
長谷川伊右衛門と千蔵



長谷川家8代目
長谷川伊右衛門
(1816-1901)



長谷川家10代目
長谷川千蔵
(1855-1924)

太田の長谷川家は、代々長百姓で開田事業や家塾を開いて村のために貢献してきた家系。この本で紹介されている長谷川千蔵氏は長谷川家の十代目。郡会議員などのかわら農業の振興にも取り組み、秋田県種苗交換会会員として活躍した。

技術にも優れ、ゴボウほか各種農作物の生産はもちろん、凶作時には北海道から取り寄せた馬鈴薯を桑畑の間作物として植え、収穫を上げるなど、村人のために貢献している。

また、青年教育にも取り組み、「共睦会」と称して青年夜学会を組織、修身・読書・算術や習字を教えた。

長谷川家の地域の指導者としての伝統は、八代目伊右衛門までさかのぼる。当時、洪水のたびに関根留（灌がい水を引くために石や木材で川水をせき止めたところ）が破

改称したのは明治9年。これは当時、両村の境界が複雑で不明確だったため、地租改正に伴い、租税事務上の便宜を図ることが主な理由だった。

【注2 太田堰】

現在住宅街となっているあけぼの町は、昭和30年代頃までは広々とした田園地帯だった。この一帯が開発されたのは17世紀にさかのぼり、開田のために太田堰が開削された。しかし、米代川の度重なる洪水のため施設（関根留）が何度も破壊され、大被害をもたらしている。

被害の根本的な解決のため、太田新村の長百姓・長谷川伊右衛門は、糠沢川付近にあった米代川の関根留を、上流の支流・早口川に設け、糠沢の丘陵部に穴関（トンネルによる水路）を設けるなどして改善した。

この大工事は鷹巣村地内の河川改修も手がけた河川土木工事の第一人者であった檜山村出身の渡部斧松らの手によって1841年に始まり翌年には新堰による灌水が行われ、1844年に竣工した。

【注3 太田牛蒡】

生産量は少ないものの、太田のゴボウは古くから特産品として知られている。ほかに、栄村では大沢と田沢の箕（農具の一種）と太田の蕪（穀物や石炭な

どを入れる蕪でつくった袋）が盛んに生産されていた。

【注4 長谷川千蔵氏なる人】
下記コラム参照

【注5 小学校】

昭和3年、栄尋常小学校が現在地に設立されるが、それまでは摩当と太田に小学校、田沢と李岱に摩当小学校の冬期分教場が設けられていた。大正14年に米代川に橋が架かり、通学に支障がなくなったことで統合小学校が発足した。

【注6 八幡神社】

摩当の鎮守社。創建年代は不明だが、菅江真澄の著書「筆のまにまに」に、「本郷に八幡宮あり。比宮ところ、いといと広くして、云々」との記述がある。



江戸時代の紀行家・菅江真澄（1754-1829）も訪れた八幡神社。平成3年には大館北秋田郡連青によって神社の入り口に真澄を顕彰する標柱が建てられた。

壊され、村の大きな課題だった太田堰の改修も「村を治めることは水を治めること」と考え、自ら工事の指導監督にあたった。困難を極めた改修工事は、天保2年から同15年にかけて行われ、太田新村（当時）の生活はようやく安定した。

しかし、その後も堰の維持管理には莫大な費用と労力がつぎ込まれ、太田堰、坊沢堰、鷹巣堰三堰の合同頭首工が完成し、近代的な設備による安定した水利ができるようになったのは、昭和39年のことだった。

伊右衛門は、教育にも情熱を傾け、堰の工事中にも、現場事務所にした苦小屋で夜は若者に算術や習字を教えたという。晩年には私塾「長谷川塾」を開き、近郷から多くの塾生が集った。

さらに、薬学や鍼灸をも研究し、村人の治療も行ったといわれている。



【昭和30年代の市街地東部（現在のあけぼの町付近）】

現在は住宅地となっているあけぼの町周辺も、三百年数十年前の慶安・寛文の頃にはすでに開発されていたが、伊右衛門らの尽力で改修された太田堰によって、さらに広大な面積の水田が開発された。

はじめまして「裁判員制度」

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、成立しました。これにより、公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に裁判員制度が実施される予定です。

実施されるのはまだ少し先のことですが、新しい裁判のしくみを理解していただくために、裁判員制度のあらましを問答形式でご紹介いたします。

◇ 裁判員制度 ◇

Q & A

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度の導入により、国民の感覚が裁判の内容に反映されることになり、国民の司法への参加が大きく進むこととなります。

● 裁判員制度ってなに？

国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒にきめてもらう制度です。

● 裁判員制度はいつから始まるの？

5年以内に実施されることになっていきます。

● どんな人が裁判員になるの？

20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、

事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

● 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

年1回、20歳以上の国民のみなさんの中から、くじで裁判員候補者が選ばれます（候補者には通知が来ます）。

裁判員は、この候補者の中から、事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれることとなります。

現在の事件数等を基礎とすると、1年間で国民の約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになると見込まれています。裁判員制度の具体的な手続は次のとおりです。

① 抽選で候補者を選ぶ

事件ごとに、裁判員候補者の名簿の中からさらに抽選でその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

② 候補者の中から6人を裁判員として選ぶ

裁判所では、裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をしないかどうかがどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。

検察官や弁護士は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができます。

になつていきます（双方4人まで理由を示さずに、指名することができません）。除外されなかった候補者から、6人が裁判員に選ばれます。

● 裁判員になったら、どんなことをするのですか？

主として、次のような仕事をすることになります。

① 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といえます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判は、できる限り連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

② 評議、評決を行う

証拠をすべて調べたら、今度は、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）こととなります。

評決は、多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要）。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかといった裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つこととなります。

③ 判決宣告に立ち会う

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

● 裁判員になることは辞退できないのですか？

広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。

ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病气や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も辞退することができます。

● 裁判員になると、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

多くの裁判は、数日間で行われます。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

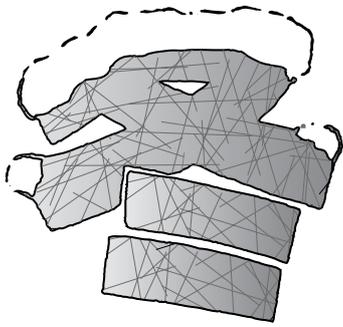
● 仕事は休めるの？ 日当はもらえるの？

裁判員の職務を行うために仕事を休んでも、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。裁判所に来られた方には、交通費や日当、宿泊費などの必要な経費が支払われます（具体的な金額はまだ決まっていません）。

裁判員制度
ってなに？

私たちも選
ばれるの？





道路の除雪作業に ご協力をお願いします

町では今年も、冬の通勤・通学・通院等に支障がないよう、生活道路の確保と安全な冬道対策として、除雪作業を進めています。

除雪作業が安全に効率よく行われるように、次の点にご協力とご理解をお願いします。

●路上駐車はやめてください

路上駐車している部分の除雪ができなくなり、交通渋滞や事故の原因となります。

また、除雪作業の遅れの原因となるため、みんなの迷惑です。絶対にやめましょう。

●自宅前の除雪について

除雪の際に、ご自宅前に寄せられた雪の処理については、各自で排雪していただきますようお願いいたします。

各ご家庭で大変苦労されていると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

●沿道の空地や田畑の利用

道路沿いの空地や田畑に雪を押し出ささせていただきます場合もありますので、ご協力をお願いします。

●深夜・早朝の作業にご協力を

除雪作業は、交通量の少なくなった深夜から早朝にかけて行われるため、除雪車のエンジン音や振動で、大変ご迷惑をおかけしますが、快適で安全な朝の通勤・通学路確保のため、ご協力ください。

●雪捨場の変更について

昨年まで、雪捨場として使用していた米代川の鷹巣橋下流左右岸が中岱橋建設工事のため、今年では使用できません。

新しい雪捨場は、米代川の栄橋下流左岸（摩当側）に設けています。



●道路への雪だしはやめてください

除雪後に、道路に雪出しされると路面に凹凸ができ、車両や歩行者の通行に大変迷惑をかけますので、排雪は各自でお願いします。

（屋根の雪をやむを得ず道路に降ろす場合は歩行者等に十分注意して作業を行い、速やかに後始末をしてください）

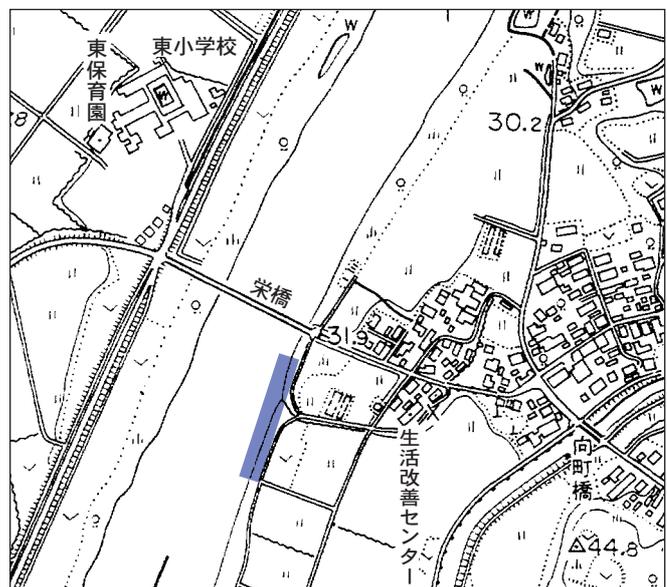
◎お問い合わせ

【国道7号】 国土交通省能代河川国道工事事務所
大館国道出張所 ☎0186-49-0321

【国道105・285号、県道】

北秋田地域振興局建設部 ☎62-3111

【町 道】 鷹巣町役場建設課 ☎62-1111



2月の健康ごよみ

◎お問い合わせ

鷹巣町保健センター ☎62-6666

献血日程

2月2日(水) 全血

10:15~11:30 吉野の郷

12:00~13:00 ジャンプリサイス

14:00~16:10 埋蔵文化財センター北調査課

2月7日(月) 成分

10:00~12:00 北秋田地方振興局

13:00~16:30 //

生活習慣病予防週間が始まります 2月1~7日

平成16年度生活習慣病予防週間のスローガン

「めざそう健康長寿、見直そう生活習慣」

・糖尿病の予防には、「バランスのとれた栄養」や「適度な運動」など健康的な生活習慣の確立が第一です。

・健康診査を定期的に受診し、自己の健康状態を常時把握するとともに生活習慣を見直す機会として活用し、個々人に応じた健康づくりに取り組むことが大切です。

精神保健相談・老人精神保健相談 及びアルコール健康相談 開催

●日程 9月15日(水) 受付13:30~14:30

●相談時間 14:00~16:00

●場所 鷹巣阿仁福祉環境部 2階5相談室

●医師 鷹巣病院 高世光弘先生

健康教室・相談

◎定例健康相談(保健センター)

日程 9日(水)

時間 9:00~11:30

内容 健康相談、血圧測定、尿検査等

◎いきいき健康相談(げんきワールド)

日程 毎週火金 9:30~12:00 (祝日は
13:00~16:00 (休みです))

内容 健康相談・血圧測定など

妊婦の方

◎母子健康手帳交付とマタニティ講座①

日程 7日(月)、21日(月)

受付 13:00~13:10

◎マタニティ講座③

対象 4~6月出産予定の方及び家族の方

日時 25日(金) 18:30~20:30

持参 母子健康手帳、テキスト、筆記用具

申込 18日(金)まで

平成14年8~10月生まれのお子さんのいる方

◎2歳児歯科健康診査

日時 8日(火) 受付 12:30~12:40

持参 母子健康手帳、アンケート票

歯ブラシ、おしぼり

予防接種(ツベルクリン反応・BCG)

日時 ツベルクリン反応 16日(水)

B C G 18日(金)

受付 13:00~13:20

対象 生後3~48カ月

持参 母子健康手帳、予診票

平成16年7・8月生まれのお子さんのいる方

◎7カ月児育児相談

日時 22日(火) 受付 9:15~9:30

持参 母子健康手帳、アンケート票

バスタオル、コップ、ビデオ(借着者のみ)

平成16年10月生れのお子さんのいる方

◎4カ月児健康診査

日時 22日(火) 受付 12:50~13:00

持参 母子健康手帳、アンケート票

バスタオル

キッズパーク(子育てサークル)

日時 4日(金) 10:00~11:30

内容 ・絵本の読み聞かせ

・エプロンシアター

持参 飲み物等各自必要な物

◎お問い合わせ

もろびこども園

☎62-3444



スポーツ

☎ 62-3800

- 6 (日) 第43回町民スキー大会 薬師山スキー場
- 13 (日) 第32回北部市町村対抗兼大館北秋中学校卓球大会 鷹巣体育館

中央公民館公開講座

うまい話にご用心

人生を豊かに楽しむ講座

- 日時 2月9日(水) 13:30~15:00
- 場所 鷹巣町中央公民館 3階大教室
- 講師 鷹巣警察署 生活安全課 菅原次男氏
- 内容 講話「うまい話にご用心」
様々な詐欺に注意
- その他 準備の都合上、事前に申し込み

中央公民館公開講座

中国の家庭料理講習会

家庭料理を通して中国の料理文化を体験しよう

- 日時 2月20日(日) 9:30~13:30頃
- 場所 鷹巣町中央公民館 調理室
- 講師 神成 艶さん(中国出身 森吉町在住)
- 内容 水餃子など
- 費用 1,000円程度
- 持参 エプロン、三角巾、筆記用具など
- 定員 20名(申込者多数の場合は抽選)
- 申込期間 2月1日(火)~15日(火) 17:00まで

共通

◎申し込み・お問い合わせ

鷹巣町中央公民館 ☎ 62-1130

(氏名・住所・連絡先を記入) FAX 62-1669

町民バドミントン教室開催

一緒に汗を流し、冬期間の運動不足を解消しませんか

- 日時 2月1日(火)~3月3日(木)まで
毎週2回火・木曜日10回
19:30~21:00
- 場所 鷹巣小学校体育館
- 対象 鷹巣町に在住または
勤務している方
(小・中学生は保護者同伴)
- 参加料 1,000円(シャトル代・傷害保険料)
教室当日受付にて徴収します
- 持参 ラケット、室内用シューズ、タオル



◎申し込み・お問い合わせ

鷹巣町役場 九嶋 巧

金沢聡志 ☎ 62-1111



たかのす風土館

☎ 62-3311

- 2・5 (土) 鷹巣教会幼稚園50周年記念式典・講演 10:30~
- 6 (日) 自主事業 弘前バツハアンサンプル
前売券2,500円(当日券3,000円) 14:00~
- 12 (土) 鷹巣混声合唱団第28回定期演奏会
前売券1,000円(当日券1,500円) 14:00~
- 13 (日) 自主事業 佐藤卓史ピアノリサイタル
前売券 一般2,500円 学生2,000円
親子4,000円 14:00~
- 19 (土) 読書感想文コンクール表彰式 9:30~
おはなしでてこい 14:00~



中央公民館

☎ 62-1130

- 【2月のロビー展】中央公民館 三角パーツの折り紙
づくり・手芸 ビーズアクセサリー
- 2・5 (土) 中央公民館公開講座
「トライあんぐる」 9:00~12:00
◆ひな節句飾りの作り方
- 6 (日) 中央公民館公開講座
「手作りチョコレート講習会」
9:30~13:00
- 9 (水) 中央公民館公開講座
「うまい話にご用心」様々な詐欺に注意
13:30~15:30
- 11 (金) 建国記念の日を祝う会 10:00~15:00
- 12 (土) 中央公民館公開講座
2回目 「フランス料理講習会」
10:00~13:00
- 20 (日) 中央公民館公開講座
「中国の家庭料理講習会」
9:30~13:30



2月の町立図書館

2、9、11、16、20、23日は休館日です

開館時間 9:00~17:00

ひまわりの家からのお知らせ

- 休館日 7、14、19~25日
- 営業時間 8:30~19:00
- ◎お問い合わせ ☎ 78-4025

お知らせ 2月1日から受付開始

交通災害共済・不慮の災害共済

2月1日より秋田県市町村交通災害共済と不慮の災害共済の加入申込の受付がはじまります。

この共済制度は、交通災害共済掛金1人年額400円と不慮の災害共済掛金1人年額600円を払い込むと、不幸にして交通事故や不慮の事故等により死亡、負傷または障害の残った方には1万5千円から100万円までの共済金が支払われるものです。

共済期間は4月1日から翌年3月31日までです。

◎申し込み・お問い合わせ

住民サービス課交通防災係

☎62-1111

募集

食べて語り合う「美味し食ビジネス会議」開催

北秋田地域振興局では、北秋田地域が有する優れた農畜産物等を活用した新たな食ビジネスの創出を支援するため、「美味し食ビジネス会議」の参加者を募集しています。

当日は「デパ地下プロデューサー」の花谷みどり氏の記念講演のほか、平成16年度食ビジネス創造プラン応援事業成果発表（成果品試食会含む）などを行います。

●日時 3月9日（水） 13:00～15:30

●場所 秋北ホテル2階 鳳凰の間

●定員 80名（参加費用は無料。申込者多数の場合は抽選とし、後日結果をお知らせします）

●申込期間 2月28日（月）まで

◎申し込み・お問い合わせ 北秋田地域振興局

企画・農山村振興班 ☎62-3950 FAX62-3950

お知らせ

予備自衛官補募集

●採用年齢 <一般公募> 18歳以上34歳未満

<技能公募> 18歳以上55歳未満

（国家免許資格等を有する者）

●受付期間 4月9日（土）まで

●試験期日 4月17日（日）～19日（火）のいずれか1日が指定されます。

◎お問い合わせ 自衛隊秋田地方連絡部

大館出張所 ☎0186-42-1398

秋田県では、自動車税・個人事業税を安全・安心・便利な口座振替をお勧めしています。

一度お申し込みになると、毎年ご指定の口座から自動的に引き落としされます。

申込用紙は、地域振興局県税課及び各金融機関各支店に備え付けています。

◎お問い合わせ

北秋田地域振興局県税課 ☎0186-49-2211

町有地を公売します

●公売土地の表示

- | | | |
|----------------|-----|---------|
| 1. 花園町38番地 | 宅地 | 676.10㎡ |
| 2. 脇神字赤川岱171 | 雑種地 | 354㎡ |
| 3. 綴子字前野168-12 | 宅地 | 844.16㎡ |
| 4. 旭町105-9 | 宅地 | 717.70㎡ |

●入札日時 2月10日（木）10:00～

（郵便での入札はできません）

●入札場所 鷹巣町役場大会議室（3階）

●入札保証金 各自入札価格の100分の5以上

◎お問い合わせ

財務課管財係

☎62-1111

年金だより

119号



●源泉徴収票が送付されています

国民年金や厚生年金を受給している皆さんへ、社会保険庁から1月末までに「公的年金等源泉徴収票」が送付されています。

源泉徴収票には、平成16年中に支払われた年金額や所得税の源泉徴収額等が記載されています。

【なお、障害年金や遺族年金は非課税のため源泉徴収されないの、送付されません】

●納めた国民年金保険料の納付書はなくさずに

平成16年中に納めた国民年金保険料は、確定申告の際、所得から控除され、所得税・町県民税の節税となります。領収書は大切に保管してください。

「源泉徴収票」と「国民年金保険料の領収書」は、2月1日から始まる「申告相談」で使用しますので、会場へ持参してください。

◎お問い合わせ 鷹巣社会保険事務所

源泉徴収票のこと 給付課 ☎62-1308

保険料納付のこと 国民年金2課 ☎62-1497

福祉保健サービス課 国保・年金係

☎62-1111

慶弔だより

1月1日～15日届出分・一部敬称略



お誕生おめでとう
ございます

鈴木 郁弥^{いくや}ちゃん(崇文^{崇文} 恵美^{恵美}) 長男 南鷹巣
岩谷 真帆^{まほ}ちゃん(学^学 華子^{華子}) 長女 旭 町
三澤 佑子^{ゆうこ}ちゃん(等^等 真由美^{真由美}) 長女 舟見町



お二人の前途を
祝福します

(三 沢 雅 彦^{まさひこ} さん 南鷹巣
(幸 坂 史 子^{ふみこ} さん 宮前町
(千 葉 秀 一^{しゅういち} さん 横 渕
(小 笠 原 喜 美 子^{きみこ} さん 鹿 角 市

おくやみ申し上げます

成 田 キ ク^{きく} さん(67歳) 松 葉 町
伊 藤 ヤ 工^{やこう} さん(73歳) 元 町
堀 内 竹 藏^{たけぞう} さん(84歳) 綴子下町
柴 田 リ 工^{りこう} さん(95歳) 舟 場
小 塚 茂 雄^{しげお} さん(78歳) 糠 沢
藤 島 マ ツ 工^{まつこう} さん(88歳) 綴子下町
大 塚 謙 治^{けんじ} さん(94歳) 南鷹巣
長 岐 祥 好^{しょうこう} さん(74歳) 七日市本郷
木 村 喜 與 美^{きよみ} さん(57歳) 材 木 町
大 川 武^{たけし} さん(81歳) 西陣場岱

税の納期限

国民健康保険税 第8期

2月28日まで

2月の催し物・イベント案内

町民スキー大会

- ◇期 日 **2月6日(日)** 町営業師山スキー場
- ◇開 会 式 **8:50** 競技開始 **9:30**
- ◇内 容 大回転、距離、スノーボード、地区対抗リレー
オープン種目として歩くスキー、豚汁無料など
- ◇お問 い 合 せ 鷹巣体育館 ☎62-3800



弘前パッパアンサンブル たかのす公演

- ◇期 日 **2月6日(日)**
- ◇会 場 **たかのす風土館**
- ◇開 演 **14:00**
- ◇入 場 券 **全席自由**
(前) ¥2,500 (当) ¥3,000
- ◇プ レ イ ガ イ ド
たかのす風土館 (☎62-3311) ほか

佐藤卓史ピアノリサイタル

- ◇期 日 **2月13日(日)**
- ◇会 場 **たかのす風土館**
- ◇開 演 **14:00**
- ◇入 場 券 **全席自由**
(前) ¥2,500 学生(高校生まで) ¥2,000
(当) ¥3,000 親子券(中学生まで) ¥4,000
- ◇プ レ イ ガ イ ド
たかのす風土館 (☎62-3311) ほか



夜間当番医(診療)日程表

(午後6:30～9:00)

日	曜	医 療 機 関 名	電 話 番 号
1	火	奈 良 医 院	62-1146
2	水	佐々木産婦人科医院	63-0105
3	木	うえだクリニック	60-1055
4	金	盛 岡 外 科 医 院	62-1101
5	土	戸 嶋 産 婦 人 科 医 院	62-1123
6	日	近 藤 医 院	62-1155
7	月	毛利整形外科クリニック	69-5300
8	火	と し ま 医 院	62-1267
9	水	北 秋 中 央 病 院	62-1455
10	木	遠 藤 ク リ ニ ッ ク	63-0515
11	金	石川耳鼻咽喉科医院	62-1400
12	土	津 谷 内 科	62-2261
13	日	たむら内科クリニック	63-2700
14	月	鷹 巣 病 院	62-1210
15	火	うえだクリニック	60-1055
16	水	佐々木産婦人科医院	63-0105

○ 応急の診察を要する患者。
○ 往診はしておりません。
○ 仕事や職場の都合で夜間診療を受ける場合は、診

療に応じかねます。
※年齢・病気の病状にかかわらず当番医に電話等でご相談ください。

小正月行事 第11回鷹巣町

もちっこ市

(土) (日)
2/12・13

- 藤里町物産協会も協賛出店
- 12日夕方は、七日市葛黒に伝わる伝統行事「火祭りがまくら」が行われます。※12日午後5時30分～

時間 両日とも午前9時～午後4時頃まで
場所 道の駅たかのす「大太鼓の館」駐車場



昨年のもちっこ市のようす

【駐車場が大変混み合いますので
無料シャトルバスをご利用ください】

■ 行き ■
役場 → 鷹巣駅 → 秋北バス → 会場
9:00 → 9:05 → 9:10
10:00 → 10:05 → 10:10
11:00 → 11:05 → 11:10
12:00 → 12:05 → 12:10
14:00 → 14:05 → 14:10
15:00 → 15:05 → 15:10

■ 帰り ■
大太鼓の館 → 秋北バス → 鷹巣駅 → 役場
会場よりの出発時刻
9:30 10:30 11:30
13:30 14:30 16:00

※12日のみ最終バスは「火祭りがまくら」終了後出発

主催 鷹巣町物産協会・鷹巣町観光協会
共催 鷹巣町・鷹巣町商工会・JA鷹巣町
ぶっさん館・大太鼓の館
協賛 県道矢坂糠沢線整備促進期成同盟会

大太鼓の館でギネス認定
世界一大太鼓の実演(有料)

おしる()の無料サービス
(個数限定)

商品のお買上げごとに
抽選券を進呈
(空クジなし)

手作りの餅の販売
漬物・お菓子・野菜・その他
特産品等の販売

◎お問い合わせ

鷹巣町物産協会 ☎62-1850
鷹巣町役場商工観光課 ☎62-1111 (内線281)



空港かまくらんど

楽しいイベントがいっぱい ご家族でどうぞ

2/11日 (建国記念の日)
10:00～15:00頃まで

場所 □ 大館能代空港駐車場 (シンボルゾーン)

内容 □ ①大型かまくらとキャラクター雪像の制作
②臨時駐車場内の排雪山を利用した「そりコース」
③「馬ソリ」の運行



- ④松尾牧場より「ロバ」「ポニー」がやってくる (ポニーは乗馬可能)
- ⑤かまくら内では甘酒のサービス
- ⑥屋台の出店を予定
- ⑦空港の除雪車や消防車も展示します
- ◎お問い合わせ
空港ターミナルビル(株) ☎62-5330